いじめ対応マニュアル

平成１９年３月

福岡市教育委員会

は　じ　め　に

いじめは，児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし，かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり，決して許されない行為であります。

しかし，いじめは潜在化・陰湿化していることから，発見が難しくなっており，早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状があります。現にいま，いじめに苦しんでいる児童生徒が身近にいるかもしれません。

そこで，児童生徒の身近にいる一人一人の教師が改めていじめの問題の重大性を認識し，「いじめは，どの子どもにも，どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで，いじめの兆候をいち早く把握して，早期発見・早期解消に取り組むことが必要です。

いじめの問題の原因や背景については，児童生徒を取り巻くさまざまな要因が絡み合っていると考えられますが，その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと，いじめられている児童生徒の立場に立って，本人や保護者の気持ちを十分に理解し，きめ細かな対応をとることが必要であります。

そのためには，児童生徒に積極的に関わり，教師と児童生徒の信頼関係を深め，気軽に相談できる環境を構築し，児童生徒の細かな変容をいち早くつかめるようになることです。

学校においては，校長を中心とした指導体制のもとに，命を大切にし，いじめをなくす指導をより一層進めるともに，本マニュアルを全職員で熟読し，隠れたいじめがあるかもしれないという危機意識をもって，教師が児童生徒にしっかり寄り添い，いじめやトラブルが初期の段階で確実に解消する取組をお願いします。

また，全ての児童生徒にとって，学校が安全で安心して遊び学べる楽しい場所となるよう，学校・家庭・地域社会が一体となった取組の推進をお願いします。

福岡市教育委員会

目　　次

はじめに

１　いじめの問題に関する基本認識 ---------- 1

２　いじめの定義 ---------- 2

３　いじめの態様 ---------- 2
（１）　いじめが与える苦痛 ---------- 2
（２）　いじめる原因や動機 ---------- 3

４　いじめと犯罪 ---------- 4
（１）　いじめの態様と刑法 ---------- 4
（２）　ふくおか児童生徒健全育成サポート制度の活用 ---------- 5
（３）　警察等関係機関との連携 ---------- 5

５　いじめの問題に対する指導体制 ---------- 6
（１）　学校，保護者，地域が連携した「いじめ防止対策委員会」（例） ---------- 6
（２）　校内指導体制「いじめ対応の手順」（例） ---------- 7

６　早期発見のために ---------- 8

７　いじめられている児童生徒への指導 ---------- 9

８　いじめている児童生徒への指導 ---------- 10

９　学級への指導 ---------- 11

10　当該児童生徒の保護者への対応 ---------- 12
（１）　いじめられている児童生徒の保護者への対応 ---------- 12
（２）　いじめている児童生徒の保護者への対応 ---------- 13

11　ＰＴＡや地域への対応 ---------- 14

12　教育委員会への報告 ---------- 14

13　報道対応 ---------- 15

○　いじめ対応チェック表 ---------- 16

１　いじめの問題に関する基本認識

いじめの問題は，全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め，徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題です。

いじめは，どの子どもにも，どの学校においても起こり得るものであると十分認識するとともに，対応にあたっては次の点を踏まえ適切に行う必要があります。

また，いじめに関与する問題行動への対応については，早期解消のため早めに関係機関との連携を図り，児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援を積極的に進めていくことも必要なことです。

（１）いじめを報告するのが悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがいい学校という意識をもつ。

いじめの件数が少ないことのみをもって，問題なしとすることは早計です。

いじめは，どの子どもにも，どの学校においても起こり得るものであるという認識のもとで，自分の学級や学校において，いつでもいじめが発生し得るという危機意識を常にもっておくことが必要です。

いじめを見落とさないように，いじめ発見１００％を目指す学校にしていきましょう。

（２）「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識をもつ。

どのような場合においても，「いじめは許されない」，「いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で指導しなければなりません。いじめは児童生徒の成長にとって必要な場合もあるという考え方は認められません。

また，いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことです。

（３）いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。

児童生徒の悩みを親身になって受け止め，児童生徒が発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めなければなりません。また，いじめを発見した場合は，いじめられた児童生徒の安全確保を最優先に行うとともに，いじめられた児童生徒が不安や恐怖心をもっていないかなど，具体的な内容をしっかりと聞き取る必要があります。

（４）いじめの問題は，教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

教師は，教育に対する情熱を示し，児童生徒や保護者から信頼される指導に努めなければなりません。

特に，いじめの問題については，個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導が求められます。また，道徳教育，心の教育を通して，かけがえのない生命，生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する必要があります。

（５）いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているので，家庭との連携を十分に行う。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担っていることから，保護者と十分に連携を図ることが必要です。いじめの問題の基本的な考え方は，保護者が責任をもって児童生徒に徹底させる必要があります。家庭の深い愛情や精神的な支え，信頼に基づく厳しさ，親子の会話や触れ合いの確保が重要となります。そのために，保護者と会する機会を活用して，多くの保護者と家庭の在り方やいじめの問題などについて語り合うように努めましょう。

（６）家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって真剣に取り組むことが必要である。

いじめの防止や早期発見・早期解決に向けて，すべての関係者がそれぞれの立場からその役割を果たすことが必要です。また，地域を挙げた取組も急務とされています。

そのために，学校においてはＰＴＡ役員や主任児童員などの地域関係者を加えた「いじめ防止対策委員会」を開催し，それぞれの役割を明確にするとともに，連携して何ができるかを協議することが必要です。

２　いじめの定義

【文部科学省調査によるいじめの定義】

文部科学省調査において，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは，「当該児童生徒が，一定の人間関係のある者から，心理的・物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

（注１）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは，いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

（注２）「一定の人間関係のある者」とは，学校の内外を問わず，例えば，同じ学校・学級や部活動の者，当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注３）「攻撃」とは，「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが，心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注４）「物理的な攻撃」とは，身体的な攻撃のほか，金品をたかられたり，隠されたりすることなどを意味する。

（注５）けんか等を除く。

◎参考　判例によるいじめの定義【東京地方裁判所八王子支部　平成３年９月２６日判決】

「学校及びその周辺において，生徒の間で，一定の者から特定の者に対し，集中的，継続的に繰り返される心理的，物理的，暴力的な苦痛を与える行為を総称するものであり，具体的には，心理的なものとして，「仲間はずれ」，「無視」，「悪口」などが，物理的なものとして，「物を隠す」，「物を壊す」等が，暴力的なものとして，「殴る」，「蹴る」などが考えられる。」

３　いじめの態様

（１）いじめが与える苦痛

【文部科学省調査の区分から】

心理的苦痛	冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる。
	仲間はずれ，集団による無視をされる。
	パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる。
物理的苦痛	金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
	金品をたかられる。
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
	ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
	いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
そ　の　他	

・いじめの態様としては，心理的苦痛を与えるものが最も多く発生しています。
・暴力的苦痛は心理的苦痛が，物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複するが考えられます。
・いじめられている児童生徒にとっては，どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければなりません。

（２）いじめる原因や動機

① 人間関係のトラブルから

学校のように集団で生活すれば，自分の考えや意見に対しての違いや対立が生じ，人間関係のトラブルが発生するのは当然です。

児童生徒は，これらのトラブルを経験し，人との関わり方や社会性を身に付けていくものです。

しかし，このようなトラブルは，児童生徒間でうまく解決することができず，いじめへと発展することがあります。

学校は，いじめへ発展する前のトラブルの段階で発見し，問題が後を引くことがないように指導していくことが必要です。

② 遊びや面白半分から

最初は，遊びや面白半分から始まり，次第にエスカレートして，いじめへと発展していくもので，グループ内で一人をからかったり，仲間外しにしたりすることなどが代表的な行為です。この場合，いじめている側の多くが，いじめを行っているという意識をもっていないのが特徴です。

また，いじめられている児童生徒も「遊びだから」，「一緒に遊びたいから」などの理由から我慢することがあり，いじめがひどくなったときには相談できなくなっていることがあります。

学校で楽しく遊んでいるように見えても，遊びの中にいじめがないかなど注意しながら，児童生徒個々の様子をよく観察していくことが必要です。

③ 暴力的・計画的なもの

暴力的苦痛や恐喝などの物理的苦痛を与えるいじめは，教師や保護者など大人にわからないようにして，計画的に継続して行われることがあります。

このような場合は，いじめられている児童生徒が恐怖を感じたり，いじめている児童生徒が口止めしたりすることから発見が非常に難しくなり，深刻な状態や追い込まれた状態にならないと発見されないことが考えられます。

学校は，このようないじめが起こる可能性がないか常に注意し，日常的に児童生徒の様子や変化をきめ細かく観察するように心がけなければなりません。

また，暴力や恐喝などの犯罪に該当する内容のいじめは，いじめではなく犯罪や非行行為として，警察等の関係機関と早めに連携をとり，なるべく軽度の内に解決するように努めることが重要です。

※ いじめの原因と動機（警視庁の統計より）

はらいせ	いい子ぶる・生意気
	家柄・家族の資産自慢
	学力が優れている
	仲間から離れようとしている
	その他
面白半分・からかい	力が弱い・無抵抗
	肉体的特徴がある
	態度・動作が鈍い
	その他
違和感	転校生
	交わろうとしない
	その他
その他	

※ 右の表は，警視庁の統計の第１０４表「少年のいじめ検挙・補導状況」の「（２）原因・動機別件数」から作成したものです。

この「いじめの原因と動機」を，いじめのターゲットとなる可能性のある児童生徒を見守るための参考資料として活用下さい。

４　いじめと犯罪

（１）いじめの態様と刑法

いじめの内容及び程度によっては，明らかに犯罪と判断されるものもあります。いじめの態様が，犯罪に該当する可能性がある法律を下表のようにまとめてみました。児童生徒には，いじめが犯罪になる場合があることを理解させ，犯罪を犯さないようにしっかり指導することが必要です。

いじめの態様	関係する刑法の罪名と条文
脅し文句	刑法２２２条（脅迫）　生命，身体，自由，名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。	刑法２２３条（強要）　生命，身体，自由，名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し，又は暴行を用いて，人に義務のないことを行わせ，又は権利の行使を妨害した。 刑法１７６条（強制わいせつ）　１３歳以上の男女に対し，暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。 **（注１　親告罪）**
冷やかしからかい パソコンや携帯電話による誹謗中傷	刑法２３０条（名誉毀損）　公然と事実を摘示し，人の名誉を毀損した。 **（注１　親告罪）** 刑法２３１条（侮辱）　事実を摘示しなくても，公然と人を侮辱した。 **（注１　親告罪）**
金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。	刑法２３５条（窃盗）　他人の財物を窃取した。 刑法２６１条（器物損壊等）他人の物を損壊した，傷害した。 **（注１　親告罪）**
金品をたかられる	刑法２３６条（強盗）　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。 刑法２４９条（恐喝）　人を恐喝して財物を交付させた。
ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。	刑法２０４条（傷害）　人の身体を傷害した。 刑法２０５条（傷害致死）身体を傷害し，よって人を死亡させた。 刑法２０８条（暴行）　暴行を加えたが，人を傷害するに至らなかった。
その他	刑法１３０条（住居侵入等）正当な理由がないのに，人の住居若しくは人の看守する邸宅，建造物若しくは艦船に侵入し，又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。 刑法２０２条（自殺関与）　人を教唆（飛び降りろなどと言う）して自殺を促した。 刑法　４１条（責任年齢）　１４歳に満たない者の行為は，罰しない。

（注１）親告罪‥‥被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

（２）ふくおか児童生徒健全育成サポート制度の活用

ふくおか児童生徒健全育成サポート制度は，「学校と警察署が，非行の防止を図り，かつ，児童生徒の安全を確保するため，それぞれの役割を果たしつつ，問題の所在を相互に理解し，連携を密にして対応することにより，児童生徒の健全育成を図ること」を目的としていることから，いじめの早期解消や被害の未然防止等のために，校長が警察署との連携を必要と認める場合など，早めに相談し，連携を図ることで早期の対応が可能となります。

その際，いじめの内容や解決の方法及び犯罪に関する情報等を相互に交換し，いじめられた児童生徒の安全確保を最優先に取り組むとともに，対応に当たっては学校と警察の役割を明確にし，いじめた児童生徒や保護者及び学校全体への指導等についても，情報交換及び必要に応じて協議を行うことが大切です。

（３）警察等関係機関との連携

子どもが成長していく過程においては，学校だけで解決できない問題を抱えることもあります。そのような場合は，学校だけで対応するには限界があるので関係機関との連携が不可欠となります。

教育委員会との連携は当然ですが，緊急時には病院や警察，こども総合相談センターなど外部の専門機関と早期に連携して対応するようにしましょう。

ここでは，警察によるいじめの問題への対応について紹介します。

①　警察におけるいじめの問題への対応について

【平成７年１１月９日　警察庁丙少発第２０号　警察庁生活安全局長から各地方機関の長，各都道府県警察の長，各方面本部長あて】　「児童・生徒間におけるいじめ問題への対応について」より抜粋

ア　いじめ問題への対応の基本的考え方

警察は，これまでいじめ問題について家庭，学校，地域社会等が一体となって解決すべきものとしてきたが，学校や家庭のみでの対応が困難ないじめ事案の増加に伴い，従来の対応では被害少年の保護の観点からはもとより加害少年の補導の観点からも不十分なものとなるおそれがでてきた。そこで，犯罪の予防，少年の人権の擁護の職責を有する警察としては，刑事手続を最大限に活用していじめ事案の真相究明を徹底し，それを通じて得た資料・情報等を関係方面の諸活動の利用に供するなどにより，加害少年に対する責任の追及といじめによる被害の回復及びその拡大防止のために必要な諸対策を継続的に推進するなど被害少年の保護対策の万全を期するものとする。

イ　いじめ事案の早期把握

少年相談活動はいじめを認知する重要な機会であることから，その充実に努めるほか，連絡責任者による学校等との連携，ボランティア及び地域住民に対する協力要請等によりいじめ事案の早期把握に努める。また，補導，家出人の保護等少年事案の処理に当たっては，その背景にいじめが潜在している可能性があることに配意する。

ウ　積極的かつ的確な事案処理

いじめ事案を認知した場合は，何らかの犯罪が潜在しているのではないかとの前提の下に積極的に刑事手続を推進し，それを通じて事案の真相究明に努める。いじめ行為が犯罪等に該当する場合には，法の手続に従って厳正に事案を処理することはもとより，そうでない場合であっても，捜査（調査）活動等で得たいじめの原因，実態等に関する情報について，関係者のプライバシーに配意しつつ，積極的に関係者に提供するなどの配慮をすることにより，いじめの解決策及び再発防止策を講じる。

エ　関係少年等に対するフォローアップ

被害少年等に対しては，保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ，当該少年の性格，環境，いじめ被害の原因・背景，ダメージの程度，保護者の監護能力等に応じ，婦人補導員，少年相談専門職員によるカウンセリングを継続的に実施するなど，きめ細かなフォローアップを行う。

５　いじめの問題に対する指導体制

（１）学校，保護者，地域が連携した「いじめ防止対策委員会」（例）

報告・連絡・相談の徹底　**校　　長**　正確な情報収集と的確な指示

※　校長を中心とした指導体制の下で，全職員が組織的に指導にあたる。

年３～４回及び必要に応じて開催

いじめの発見により緊急開催

いじめ防止対策委員会

○メンバー（例）

【学　校】（校内いじめ防止対策委員会）※毎週開催
校長，教頭，生徒指導主事（担当），
生徒指導担当者，学年主任，養護教諭
人権教育担当者，教育相談担当者，
保健主事，スクールカウンセラー　など

【ＰＴＡ】会長，副会長，役員　　など

【地　域】青少年健全育成連絡協議会代表，
子ども会育成連合会代表
主任児童委員，民生委員　　など

○活動内容（例）

・学校，保護者，地域が連携したいじめ防止計画策定
・いじめの状況や対策協議
・いじめに対する指導の在り方について情報交換
・保護者や地域住民への啓発活動
・いじめ防止に関する標語募集
・地域におけるいじめ防止キャンペーンなどの企画
・いじめ防止年間指導計画及び活動事例の作成

緊急いじめ対策委員会

○メンバー（例）
必要に応じて担任等を含める

○活動内容（例）

・いじめられた児童生徒の保護
・事実確認
・指導方針の確認
・保護者対応
・いじめた児童生徒への指導
・関係機関との連携
・教育委員会への報告

※　通常は校内いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）で情報収集や防止策等を協議するが，いじめ発見時には関係職員を加え，緊急に組織・開催する。

情報提供
協力依頼

連絡・報告
指示・支援

保護者・地域住民

・いじめの問題に関する認識を高める
・いじめの早期発見
・いじめの指導

啓発活動　**連携**　情報提供

教　　職　　員

・いじめの早期発見・実態把握のため，児童生徒の様子について，全職員で情報交換を行う。
・担任または一部の教師の指導ではなく，全職員が組織的に対応する。
・当該児童生徒や保護者との関係を重視して，担任，旧担任，同学年職員，部活動顧問等でチームを組織する。

情報提供
積極的な関わり

情報提供
いじめ防止・解消の指導

我が子・友達・地域の子

当該児童生徒・学級・学年・全校・部活動　等

（２）校内指導体制【いじめ対応の手順】（例）

※　校長を中心とした指導体制の下で，全職員が組織的に指導にあたる。

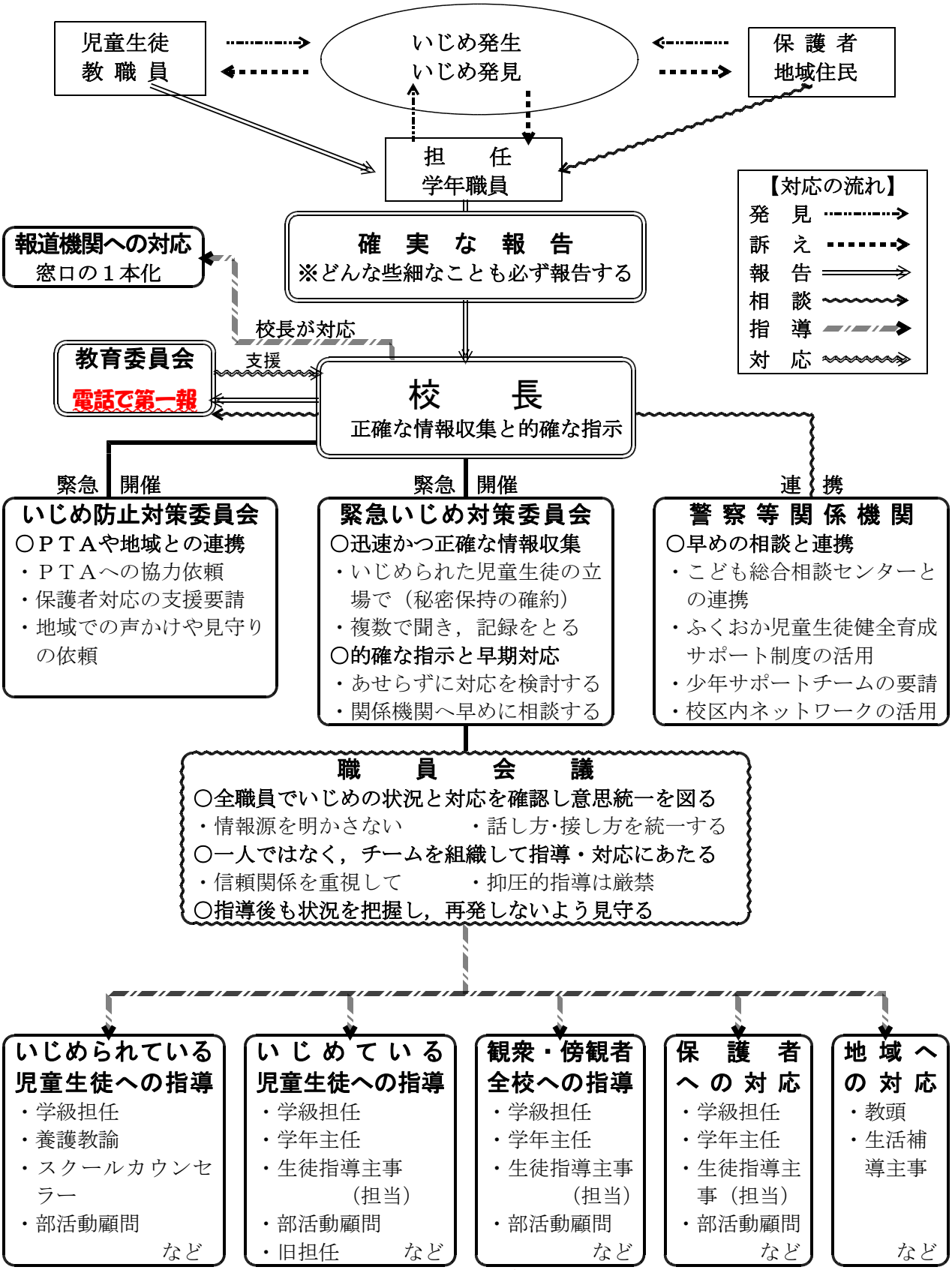

※　いじめと判断した場合は「事故報告」及び「月例報告」で教育委員会へ報告する。

６　早期発見のために

いじめは，潜在化の傾向にあり，発見するのが難しくなっていると言われますが，学校でいじめを発見するのは教師の役目です。小学校低学年の時期は，子どもの様子から発見するのも容易ですが，成長するとともに大人に話さなくなり，発見が難しくなります。

教師は感性を磨き，いじめは「どの学校でも，どの子にも起こり得る」という認識のもとで，児童生徒が発する小さなサインも見逃さず，「いじめ発見１００％」をめざして取り組まなければなりません。

（１）教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童生徒の観察及び理解

・時間を確保し，なるべく児童生徒と一緒にいるように努める。
・全職員の違った視点により，児童生徒の表情，態度，言葉遣い，持ち物，交友関係などを日常的に観察し，児童生徒が発するサインを見落とさないようにする。
・担任を中心に，生活ノートや班ノート等を活用して児童生徒理解に努める。
・定期的に面談やアンケート調査を実施する。
・相談ポストを効果的に活用する。

（２）日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

・気になる児童生徒がいた場合は，必ず担任へ伝えるとともに確実に校長へ報告する。
・職員朝礼や休み時間等において日常的に情報交換を行う。
・生徒指導委員会や学年会における定期的な情報交換を実施する。
・養護教諭，スクールカウンセラー，部活動顧問等からも情報を収集する。
・初期段階の情報であっても，組織的に迅速な対応を行い早期解消に努める。

（３）家庭・地域との連携を密にした情報交換

・気になることは，家庭に連絡するとともに，家庭からも情報がもらえる信頼関係をつくる。
・地域で児童生徒のトラブルやいじめを発見した場合は，確実に連絡をしてもらう。

◎　なぜ子どもは，いじめのことを大人に相談しないのか？

児童生徒はいじめられても，なかなか保護者や教師などの大人に打ち明けません。なぜ，打ち明けられないのでしょうか。次のことを参考にして，児童生徒との接し方を工夫してください。

○　児童生徒が，教師に相談しない理由として考えられるもの

・教師に相談しても解決しないとあきらめている。
・「お前にも悪いところがある」と言われたくない。叱られたり，責められたりしたくない。
・「自分が悪いから，自分が弱いからいじめられても仕方ない」と考えており，助けを求めない。
・誰も，自分のことを理解してくれるとは思えない。
・打ち明けることを恥と考える傾向にある。また，いじめられるような弱い人間だと思われたくない。
・打ち明ければ，いじめが更にひどくなると思っている。
・脅されたり，弱みを握られたりして，恐怖から相談できない。
・相談したら，親に知らされる。（ 親には，知られたくない，心配をかけたくない。）
・誰にも頼りたくない。自分のことは自分で解決しなければと思っている。
・深く心を傷つけられた混乱と恐怖のなかで，誰も信用できない。

7　いじめられている児童生徒への指導

いじめられている児童生徒を発見した場合は，どんな場合においても，いじめられている児童生徒の立場に立って対応し，「いじめられる側にも問題がある」などと，当該児童生徒を追い詰めるようなことは，決してあってはなりません。教師は，徹底的に聞き役に回って，当該児童生徒の辛い気持ちを，まずは理解するように努めましょう。

（１）基本的な姿勢

①　いじめられている児童生徒の立場に立って対応する。
　いじめられている児童生徒に原因があったとしても，いじめは絶対に許されないものであるという認識で，いじめの解消に全力を尽くさなければなりません。いじめられる原因については，いじめが解消してから，同じことが起こらないようにじっくりと指導するようにしましょう。
②　いじめの状況を把握し，いじめられている児童生徒の安全確保を最優先に行う。
③　家庭と連携して児童生徒をしっかりと見守る。
④　いじめが解消した後も，いじめが再発していないか観察を続ける。

（２）事実の確認

※　秘密を守ることを約束してから
①　いつごろから
②　何をきっかけに
③　誰から（何人から）
④　どこで
⑤　どんなやり方で
⑥　何をされた

（３）事実の確認の聞き方

①　話をうなずきながら聞く。
②　本人の訴えた言葉を繰り返しながら聞く。
③　話が混乱しているときには，内容を整理してやり，１つ１つ確認する。
④　分からないことは質問してよいが，無理強いをしない。
⑤　本人が努力していることを認める。

（４）好ましくない対応

①　いじめと認識しない
・仲の良い関係だから，いじめているわけがない。
・いつも楽しそうにしており，いじめとは思えない。
・遊びの延長だと思っている。
②　いじめの解消に消極的
・いじめられている方にも問題があると言って，話をよく聞かない。
・人の成長にいじめも必要と考えている。
③　好ましくない声かけをする
・「やられたらやり返してこい」,「反抗できない方が悪い」
・「負けるな頑張れ，頑張れば強くなる」
④　性急に解決しようとする
・当事者の了解なしに話し合いの場を持つ。
・良く事情を聴かないで，いじめた児童生徒と一緒の場で聞く。
・どっちが正しいか決めつける。
⑤　一人で対応しようとする
・学年や校長・教頭に，報告や相談をしない。

◎　自殺直前の５つのサイン

①　突然の態度の変化
・友人との交際をやめて，引きこもりがちになる。
・投げやりな態度が目立つ。
・身だしなみを気にしなくなる。
②　自殺をほのめかす
・「誰も自分のことを知らないところへ行きたい」
・「夜眠ったら，もう二度と目が覚めなければいい」
③　別れの用意をする
・大切な持ち物を友人にあげる。
・長く借りていた物を返す。
④　過度に危険な行為に及ぶ
・事故を繰り返したり，重大な事故につながるような行動をたびたび起こしたりする。
⑤　自傷行為に及ぶ
・手首を浅く切る。
・薬を数錠服用する。　　等

８　いじめている児童生徒への指導

いじめは，いじめられている側に原因があったとしても絶対に許されるべきものではありません。どんな理由があるにせよ，「いじめる側が悪い」，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導しなければなりません。

（１）基本的な姿勢

①　まずは，いじめをやめさせ，いじめられている児童生徒が安心できるようにする。
②　いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
③　いじめは，いかなる理由があっても認められないものである。
④　いじめた責任は，謝ってとれるものではない。いじめられた児童生徒が，安心して学校生活が送れるようにすることが，責任をとることであることをいじめた児童生徒にしっかり指導する。
⑤　当該児童生徒との信頼関係に立ち，当該児童生徒自身の問題行動の解決を図る。
⑥　いじめを許さない行動がとれるよう指導する。

（２）指導のポイント

①　事実に従って指導する。
②　事実を明確にする。
・何があったのか。どんな行動をとったのか。
・いつごろから。どんなときに。
・どこで。（教室，トイレ，下校中）
・どんな気持ちで，何が気に入らないのか。
・誰と
③　いじめを認めたら，相手の立場に立ってよく考えさせ，反省させる。
・相手の思いや悩み　・苦しんでいる姿
④　いじめた責任を，自分でとらせる。
・相手にしっかり謝罪する。
・相手が安心して学校に来られるようにする。
・いじめを見かけたら注意できるようになる。
⑤　当該児童生徒が理解しない場合は，急がず理解できるまでねばり強く指導する。
・悪質なもので反省の色が見えず，いじめが継続する場合は出席停止も考える。
⑥　複数でいじめを行った場合は，全員が納得するような指導や説明に心がける。

（３）好ましくない対応

①　権威的な対応
・いじめている児童生徒を悪者にする。
・体罰を与える。
・命令調。過去を引き合いに出す。
・追い詰めたり，問い詰めたりする。
（特に両親と一緒になって）
・兄弟と比較する。
②　一方的な対応
・いじめられた側の言い分だけで対応する。
・何もかもいじめと決めつける。
・教師の価値観や体験でいじめかどうか判断する。
③　いじめた理由を容認するような発言
・「あいつも，よく人をいじめているもんな」
・「あいつは，すぐちょっかいを出すからね」
・「それは，あいつも悪い」
④　一人での対応
・学年や校長・教頭に，報告や相談をしない。

◎　いじめている児童生徒の理解に努める

いじめを行った児童生徒は，なぜいじめを行ったのでしょうか。いじめた理由を本人は述べるでしょうか。その言葉の陰に隠れている，本人が満たされていない思いはないでしょうか。

また，学校生活や家庭生活のなかで，イライラ，むかつきを抱えていることはないでしょうか。

いじめは現象だけでなく，その原因を探ることが大切です。学校での友人関係や家庭環境に変化はないのかなど細かく見直すことが必要です。

9　学級への指導

いじめは，いじめられた児童生徒といじめた児童生徒だけの問題ではなく，周りの児童生徒の態度によって，いじめは助長されたり，抑止されたりします。そこで，いじめは当事者だけの問題ではなく，周りにいる観衆，傍観者といわれる人たちの存在が大きいことを児童生徒に理解させる必要があります。

全職員による協力体制のもとで，観衆や傍観者をつくらない学級経営に努めましょう。

（1）基本的な姿勢

①　全ての生徒に，いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
②　観衆や傍観者も加害者になることを理解させる。
③　いじめをなくす活動を，児童生徒が自ら取り組むように指導する。
④　いじめを抑止する学級集団づくりに努める。

◎　観衆（面白がったり，はやし立てたりする児童生徒）　　※いじめを助長する存在

①　いじめが面白いと思っている。
②　いじめられている児童生徒へ不快感をもっている。
③　仲間はずれにされるのではないかと怖がっている。

◎　傍観者（無関心や止めさせるかなど葛藤している児童生徒）　※いじめを支持する存在

①　無関心な児童生徒
・人間関係や人との関わりに無関心で，自分が関心があるものにしか気が向かない。
・周りでひどいことが行われていても，関わらず勝手なことをする。
②　葛藤している児童生徒
・正義感があるが，いじめを抑止する勇気がない。
・「次は自分がいじめられるのでは」などの不安がある。

（2）指導のポイント

①　いじめを助長したり，抑えたりするのは，周りにいる人たちの態度で決まることを指導する。
・観衆や傍観者も加害者という自覚を深めさせる。
・間違ったことを指摘することの必要性と大切さを徹底して指導する。
②　いじめられている側にも問題があるという考えは許されない。
③　具体的な事例をもとに指導する。
・当該児童生徒を傷つけないように十分に配慮しながら，実際にあったことをみんなに考えさせる。
・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ，いじめを止められなかった自分たちの行動について気づかせる。
④　相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
・他人に優しくしたり，優しくされたりする経験を増やし，意識させる。
・思いやりのある行動を取り上げ，広める。
・日常生活や体験活動を通して，温かい人間関係を築く。
⑤　「命」を大切にする指導，思いやりの気持ちを育てる指導などの心の教育を徹底させる。
⑥　児童生徒自らが，児童会活動・生徒会活動を通して，いじめの防止や解消に取り組むように指導する。

10　当該児童生徒の保護者への対応

保護者としては，いじめられていても，いじめていても，辛い気持ちは同じです。親の立場に立って対応するように心がけましょう。そこで，大事なことは，最初に保護者へ連絡するときは，事実確認や指導方針を確実に理解してもらうために，電話連絡ではなく直接会って丁寧に説明するようにしましょう。

（１）いじめられている児童生徒の保護者への対応

保護者は，我が子がいじめられていることを知ったときは，どれほど心を痛めるか分かりません。

学校は，いじめられている児童生徒や保護者の気持ちをしっかりと受け止め，「学校は，子どもを守り，いじめの早期解消に全力を尽くします」と保護者へ説明し，保護者と連携を密にした対応を進めることが大切です。

特に，子どもにとって家庭は安心できる居場所としての役割を果たしてもらうことが重要です。家庭においては，子どもがゆっくりとくつろげるような環境づくりに心がけてもらうようにしましょう。

また，子どもへの接し方について聞かれた場合は，子どもを一番理解できるのは家族ですから，自信をもって，あわてずゆっくりと子どもの話を聞いてもらうこと。それから，保護者が子どもの一番の味方であり，「何があっても守る」ということを伝えてもらうようにしましょう。

具体的に，次のようなことも注意してもらいましょう。

<u>①　いじめられていることが分かったときにお願いすること</u>
- お父さん・お母さんが，最後までしっかり守ってやるという気持ちを伝える。
- お父さん・お母さんも一緒に考え，解決のための支援をすることを伝える。
- いじめで傷ついているときは，無理をしないで休ませることも考える。
- 学校と連絡を密にし，一緒に解決することを共通理解する。

<u>②　いじめられている我が子に，愛情をもって接してもらうこと</u>
- 「あなたは私たちのかけがえのない子である」など，一人ではないことの話をする。
- 抱きしめたり，手を握ったりスキンシップを図る。

<u>③　好ましくない声かけはしないようにしてもらう</u>
- 「やられたらやり返してこい」
- 「反抗できない方が悪い」
- 「負けるな頑張れ，頑張れば強くなる」
- 「大したことではない。気にしすぎだ」
- 「いじめられるおまえが，悪いのではないか」

<u>④　危険信号を見落とさないようにしてもらう</u>　（９Ｐの「自殺直前の５つのサイン」を参照）
- 死にたいとかの発言やメモがないか。
- 自殺のニュースに同情するような発言はないか。
- 眠れない様子はないか。
- 死を賛美する発言はないか。

◎　クレームを言われる保護者に対して

いじめが起きたことに対する責任を問われたり，クレームを言われたりする場合があります。また，初期対応が遅れたり，保護者の思いを十分に理解できなかったりすると，こじれる場合もあります。

こじれてしまうと解決するものも解決しなくなります。まず，保護者に「子どものために，いじめの解消に全力で取り組みましょう。学校の批判については，いじめが解消した後に，じっくりと聞かせてもらいますので，まずはいじめの解消に取り組ませてください」と理解を求めましょう。

クレームの対応より，いじめの解消に取り組めるようにすることが大切です。

（２）いじめている児童生徒の保護者への対応

我が子がいじめを行っていることを知らされた保護者には，いじめは絶対に許されないと真剣に受け止める保護者とあまり真剣に受け止めない保護者に分けられます。

前者の保護者とは，話も進めやすいし協力も得られやすいですが，後者の保護者に対しては，慎重に説明しながら，具体的な対応の仕方について理解してもらうことが大切です。

保護者に対しては，もし子どもがいじめをしていることが分かっても，いきなり叱ったり責めたりすることがないようにお願いします。そして，「なぜ，いじめを行ったのか」など，親子で一緒に考え，子どもの心と向き合う良いチャンスととらえてもらい，子どもの気持ちをよく聞き，どうすればよいか，しっかり考えてもらうようにしましょう。

家庭では，具体的に次のようなことも注意してもらいましょう。

<u>①　まずは，保護者の心情を理解する</u>
- 保護者の心理・・・怒り，情けなさ，自責の念，今後の不安などがある。
- 保護者も追い詰められ，防衛的又は攻撃的な態度をとることもある。
- 子どもの長所を認めながら，保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

<u>②　事実だけをきちんと伝える</u>
- 憶測で話さない。また，いじめと関係ない日常の様子などは話さない。

<u>③　具体的な助言をする</u>
- 我が子への対応といじめた児童生徒への謝罪は必ず行う。
- 保護者の意向を聞きながら助言する。

<u>④　学校も子どもの立ち直りをめざして支援することを伝える</u>

<u>⑤　いじめていることを伝えたときにお願いすること</u>
- 「いじめられる方にも問題があるのではないか」などの言葉は絶対に使わない。
- 両親が一緒に叱責しない。
- 事実をしっかりと聞き出す。（どんなことをしたのか）
- いじめは絶対に許されないことだ。親としても許されないと子どもへしっかり話す。
- 相手を苦しめていることを子どもに理解させる。
- 話を聞いて間違った考えを正す。

<u>⑥　親子で謝罪をする気持ちをもってもらう</u>
- いじめられた児童生徒の立場に立って，不安を取り除き安心できるようにする。
- 親が率先して謝罪し，親が謝る姿を子どもに見せてもらう。

<u>⑦　今まで以上に，子どもとの関わりを多くもってもらうようにする</u>
- 食事を一緒にとって，会話する。
- 休みの日など，子どもと一緒に過ごす。外出する。

◎　いじめを認めない保護者に対して

いじめの報告に対して，「以前，いじめられたから，お互い様だ」，「いじめられる方に原因がある」「先にやったのは，あっちの方だ」などと，いじめを認めない場合があります。

どちらに原因があるにせよ，今，傷ついているのはいじめられている方です。まずは，傷ついている児童生徒を楽にしてやることが第一であることをしっかりと説得しましょう。

そして，トラブルの原因等の話し合いが必要なときは，いじめを解消して話し合いを持つようにしましょう。

いじめが解消していれば，お互いが気兼ねせず話し合いができるようになることから，スムーズな解決が期待できます。

11　ＰＴＡや地域への対応

ＰＴＡや地域への対応については，ＰＴＡ役員や主任児童委員などの地域関係者をメンバーに加えた「いじめ防止委員会」を開催し，具体的な取組について協議することが必要です。

（１）いじめ防止対策委員会の臨時開催

①　いじめの状況を報告して対策を協議する。
②　保護者や地域へ協力依頼を行う。
③　いじめ防止年間指導計画及び活動事例の作成する。

（２）ＰＴＡとの連携協力

①　保護者へいじめの問題について情報等を提供し，保護者同士で考えてもらう。
②　学校と保護者との情報交換や意見交換の機会を設ける。

（３）地域との連携協力

①　地域から情報をもらう。
・公園で，一人の子が数人に囲まれて文句を言われたり，叩かれたりしていた。
・コンビニやスーパーで，菓子やジュースを買わされていた。
・登下校中に，一人の子が荷物を持たされていた。
・登下校中に公園等で，ポツンと一人でいる子を見かけた。
②　学校と地域住民との情報交換や意見交換の機会を設ける。
③　地域の力を借りる。
・学校との関係がよくない保護者への対応の際に協力や支援をお願いする。

12　教育委員会への報告

いじめの相談を受けて，いじめとして対応するときは所管課へ第一報を入れる。
対応するなかで，いじめと判断した場合は，「事故報告」「月例報告」の書面で報告しなければなりません。

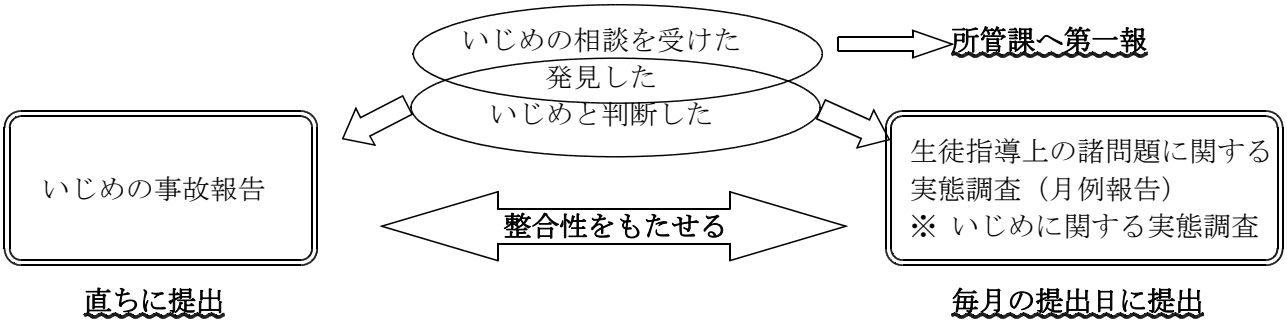

※　文部科学省調査とも整合性をもたせること。

13　報道対応

報道機関への対応にあたっては，学校の危機管理マニュアル（２）「事件・事故発生時の報道対応及び保護者対応」を教職員に周知し，対応にあたることが大切です。

その際，教育委員会や関係機関との情報連携を密にすることが重要なことです。

（１）基本姿勢

①　窓口を一本化し，校長が対応する。

②　憶測や推測で対応しない。

③　報道機関の取材には，誠意をもって対応する。

④　事実を的確に要領よく説明する。(「何が,いつ,どこで発生したか」の明確な状況のみを簡明に)

⑤　「言えないことは言えない（ノーコメント)」という発言にも，記者の納得のいく理由が必要であること。「現在，事実関係を調査中であり，事実が判明次第公表する。」旨を回答する。

⑥　人権やプライバシーへの配慮を忘れないようにする。

報道機関への報告内容

○　発生した事実

○　発生の日時，場所

○　状況（事件・事故の状況，被害状況，症状，影響など）

○　原因

○　事件・事故の関係者

＊　関係者が，職員の場合には，○○区・校種・職名・年齢までとし，児童生徒の場合には，校種・学年まで。

○　当面の処置

○　今後の対応

○　学校の概要

○　問い合わせ先（校長氏名，電話番号）

【学校の危機管理マニュアルより】

【参考文献・通知・資料】

○　いじめをなくすために	平成　８年　３月	福岡市教育委員会
○　いじめや不登校をなくすために	平成 14 年度	福岡市教育委員会
○　学校の危機管理マニュアル	平成 16 年　６月	福岡市教育委員会
○　警視庁の統計	平成 17 年度	警視庁
○　いじめの問題への取組の徹底について（通知）	平成 18 年 10 月	文部科学省
○　いじめ問題への緊急提言	平成 18 年 11 月	教育再生会議有識者委員一同
○　いじめの早期発見・早期対応の手引き	平成 18 年 11 月	福岡県教育委員会
○　いじめの発生要因と防止の手だてに関する提言	平成 18 年 12 月	河村茂雄(都留文科大学教授)
○　いじめ対応マニュアル	平成 18 年 12 月	宮城県教育委員会

いじめ対応チェック表

確認	チェック　項　目
	いじめの相談や訴えに対して，親身になって受け止め対応している。
	初期対応の重要性が認識され，校長への報告が迅速且つ確実に行われた。
	いじめられた児童生徒の安全確保ができている。
	いじめられた児童生徒から，いじめの内容について十分に話を聞くことができた。
	教育委員会へいじめの対応にあたる旨の第一報を行った。
	いじめた児童生徒からいじめられた児童生徒と同じ内容の話を聞くことができた。
	当該児童生徒の保護者への第一報は，電話ではなく家庭訪問を行い直接会って報告した。
	緊急いじめ対策委員会（生徒指導委員会）を開催し，対応方針を協議した。
	職員会議を開催し，全職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行った。
	個人ではなく，校長を中心にした体制のもと，チームを組織して対応している。
	いじめ防止対策委員会を開催し，報告するとともに今後の取組を検討した。
	いじめられた児童生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。
	必要に応じて，警察等の関係機関に相談した。
	いじめた児童生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導した。
	当該児童生徒の保護者に十分説明を行い理解を得てから，謝罪を行うようにしている。
	教育委員会へいじめの事故報告を提出した。
	ＰＴＡと連携して，事案の対応やいじめの防止に取り組めている。
	地域関係者と連携して，事案の対応やいじめの防止に取り組めている。
	教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出した。
	「いじめが再発していないか」，「いじめられた児童生徒がいやな思いをしていないか」などの見守りを行っている。
	いじめられている児童生徒の不安がなくなり，安心して学校生活が送れるようになった。